

岩橋小弥太著

上代史籍の研究 同 第二集

上代官職制度の研究

中 村 敏 勝

岩橋小弥太博士の古稀の寿の記念のため、さきに国学院大学史学研究室が出版した『上代史籍の研究』（昭和三十一年）〔同 第二集』（昭和三十三年）に引き続き、『上代官職制度の研究』（昭和三十一年）が上梓された。この三書は著者が同大学での講義案に加筆修正したものを中心に、既発表論説を加えて世に問うたものである。三書に収められた論説を表示すると次の通りである。

『上代史籍の研究』（以下これを（A）とす。）

「語部」「天皇記国記と先代旧事本紀」「古事記」「古事記古註論」「記紀史料としての歌謡」「風土記」「日本書紀」「日本書紀古註論」「上代の記録と日本書紀」「日本書紀に見える朝鮮史籍」「日本紀私記考」「国史と撰国史所」「国史と其の後」

『上代史籍の研究 第二集』（以下これを（B）とす。）

「天智天皇の立て給ひし常の典」「律令新考」「令義解」「律令集解」「格式考」「官曹事類と天長格抄」「儀式考」「譜牒と家伝」「文殿長案と外記日記」「記録概説」「仮名日記」「世継考」

『上代官職制度の研究』（以下これを（C）とす。）

「カバネ」「二造考」「冠位新考」「孝德天皇紀の大臣及び内臣について」「令前の官制」「職官新志」「藤原仲麻呂と官制」「宅司考」

さて（A）は古代史の基礎史料たる諸文献についてその編纂過程や成立の経緯を詳細に考証研究したものである。歴史の真実を究めるために、その史料としての諸文献を吟味検討することは、歴史学研究の基礎作業として重要なことであるが、特に古代史の場合、それらが極限されている上にその編纂の事情も複雑であり、それだけに、記載記事を含めての厳密な検証の仕事は大きな比重を占めるといつてよい。戦後の史学界の風潮として一時的にこうした基礎作業が疎んぜられていた傾向に抗して、本書はつづさに先蹤の研究の跡をたずね、その批判の上にたつて古典の記事に基づいて真実を探索した論説を収録したものである。いわば古典に密着した記載の比較検討という文献学の実証主義によって、歴史的真實を把握しようとした。各篇目毎に、古典の記載に対する著者の疑問より問題を提起し、その解明のために透徹した史眼をあてて博引傍証、精密な実証主義的手法が駆使されているのは、単なる文献の羅列的解説考証ではない。本書より私たちが学びとるものは、古典の記載をいかに慎重によみ、かつ取り扱うべきか、歴史的真實の把握にむけられた真摯な態度および古典に注がれた学問的情熱で、こうした諸点に特に本書の魅力が宿されているといえる。

（B）は律令を中心とし、その実施に伴うてみられた法令の註釈書、臨時の法規等に関する諸法典の研究考証に主眼があてられてい

る。著者も語るように「律令の問題は法制史の大家によって微細を尽して論究せられた観がある」が、本書ではこれらを「日本の古典として取り扱ってゐるにすぎない」（本書自跋）とその研究立場が表明されている。この書で一言しておきたいのは、本書成立の背後にあるもので、自跋で著者は三浦周行博士を追懐し、「私が律令の事を筆にすることが出来るやうになったのも先生のお蔭で」とありと、また著者と交誼篤い西田直二郎博士の序文をみて、京都大学と著者との機縁浅くないことがしられる。こうしたものが本書の領域内容およびその学風を醸成したことを理解しておいてもよいのではなからうか。序文にもみえるように、たしかに歴史学研究には「歴史は書き改められる」一面とともに、また「書き改められざるもの」があり、この歴史学研究では「静かな水のごとくに過去を映し、事実を堅固に把握せんとするもの」（西田博士序文）があり、この文献考証的研究こそ著者の学問的領域の主流をなすのである。本書中の論説が古代法令を中心とするので、一見、深淵に影を写す映像に似たものを感じしめるのは、専門外の筆者の偽らない心境であつたが、そこに捉えられた映像の姿態は全く静止停滞のものでなく、その映像のかすかな揺れから次第にそれが変貌する過程が頁を追う毎に描き出されているのである。

このように、(B)では冷厳な国家规定『律令』についての考証を主とするが、現実には生きたはずの諸法令が令制機構の弛緩に伴ない宮廷行事の有職故実と化し、文獻化していった跡が追究され、この世界も次第に変化した姿態が描き出されている。だが、こうした国家规定を実際に運営し、かくあらしめたものはやはり令制機構そ

のものでなければならぬ。そのことを説くために(C)の上梓をみたのであろう。以下各書の内容紹介に移ることとする。

(A)「語部」は、いわゆる文獻記載による歴史以前の問題としてとりあげられたもので、これまでこれは一般に口碑や氏族伝承を語った職業氏族と考えられてきたが、著者は語部の存在をあえて否定しない。しかし、その職務について「貞観儀」「延喜式」の記載に彼等が大嘗祭の時に古詞を奏したことがみえることから、これは決して古事や歴史を語り伝えたものでなく、むしろ芸能的に昔の詞を奏したものとし、毎年民間行事として行われる新嘗祭にもこれは参与したとの推定をその地方的分布より試み、語部史料が特に出雲地方に多いことに注目し、そこに語られた古詞はまた記紀の材料になったであらうとするのである。「古事記」はその成立過程のべられ、その編纂過程や目的は同書の序を正しく解釈すれば疑義がない筈だが、これに対する従来の諸家の見解は必ずしも同一でないとして問題点について論及し、「日本書紀」では古事記が奏上され、その撰修を命じた天皇の在世中に、何故これが編纂されたかという古事記偽撰論者の疑問に答えつつ、両者の何れが前か、その編纂の目的や意図からこれを追究した。

ついで著者は古事記、日本書紀の註記を問題とし、前者の註は必ずしも一様でないが、大体において太安万侶の自註である（『古事記古註論』）とし、これに対して後者の古註は殆んど例外なく、それが成立期から間をおかない時期に後人の手によってなされたものとする（『日本書紀古註論』）。これらの説については異見もみられるようだが、この二篇は本書中の力篇ともいふべきものであろう。

「国史と撰国史所」では、日本書紀に続いて編纂された五国史について説いたのち、平安中期に公事、儀式の研究が盛んとなったが、それに伴ない、それらの書に「国史云」との引用記載が数多くみられ、その「国史云」とする国史は多くの場合、日本書紀以外の五国史のことと考えて大過ないとし、これらが書紀を五国史と区別した理由を唐制に倣ったが国の修史編纂の在り方から考究し（二八四頁）、その五国史を編纂した所が撰国史所であるとしてその機構や史局の性格を論及した。その他、日本書紀を中心とする一連の研究論説がみられるが、わが国の歴史編纂並びにその様式が西唐のそれにならって出現した事情の詳説は、かの国の典籍を渉猟通曉した著者の学問の広さからくるものと思われる。

(B) 冠頭の「天智天皇の立て給ひし常の典」では、これは元明天皇の即位の詔詞の中にみえるもので、宣長以来大化の改新のことをさすものとか、近江令のこととか解されてきたが、著者はこれは皇位は直系の皇統に伝えるという皇位継承のことを天智天皇が規定した重要なものであったとし、これを中心に壬申の乱の皇位問題にふれ、大海人皇子の皇太弟立坊の時には大友皇子は年齢的に立坊に不足ある年齢でなかったのに、右の処置をみたのは母の門地による当時の事情からみられたものとし、その後の朝廷にこの常典が遵奉されていった所以を明らかにした。大化の改新がわが国を法治国家に変貌したのは、いうまでもなく、推古朝以来隋唐の制度採入の努力の結果で法制整備の面からも多くの問題を含んでいるが、「律令新考」中にみる「大化改新と令制」の問題はその一つに答えたものである。すなわち大化改新のことを記す日本書紀の記事は令から取

材されたものとする説があるが、著者はこれに対して大化改新の記事と令規定とを比較し、書紀の記事はその大旨のみをあげたもので、改新制度の全貌を示したものでないから、この記事だけから後の令制と比較することはできない。しかし全く同組織同趣旨であることは認めねばならず、書紀記事の作為説には組しえないとし、その反証を両者の一致しない実例によって手堅く示してこの問題を解明した。また、大化改新前後の国造についてのべ、新たに任命された国造は神事に関与したが旧の国造は郡司に任ぜられた。これが令の頃には大化の時と事情も違うので郡司も国造と全く違ったものが任命されたこと等が説かれている。こうした点については(C)において詳説されているので、そこで再記することにした。著者は令制の淵源を大化まで溯りうるとし、その立場からこの篇では近江令以下の諸法令制定の経緯や唐の律令とわが国のそれらとの比較考証が続くのである。

ところで、大宝律令の施行にあたって、法令の解釈に異説を生じ、臨時の補正法規、施行細則等種々の問題をみた。それが「令義解」「律令集解」「格式考」で取り扱われている。「令義解」ではその撰定の由来より具体的内容におよび、令は義解をまっぴら理解が可能でそのため極めて権威があった一面、令の精神を汲んでいない所もあるとし、「律令集解」では律集解は現存しないが古書に引載のもの考証から、これは律に関する法家の私記問答の集大成であるとし、令集解についてはこれに引用されている法家の私記問答を中心に論証を展開した。「格式考」ではまず令と格との関係について、往事は二本建てで行われたとし、従って格は第二の令ともいふべき

ものであるが単独に施行したのでは都合悪く、何らかの形にまとめておく必要があり、それが有る形に編纂されたのは弘仁格をまたなかつたであらうとして、続日本紀記載の別格に在り等の記事からそれを実証し、弘仁格式のなつた所以およびその後の諸格式編纂の経緯を考証した。

こうして律令制下、諸法令の編纂をみたが、令制が進行するなかで朝廷の礼儀の式すなわちその順序方式を規定したものの『儀式』について「儀式考」では説く。これは弘仁儀式に始まるとされているが、儀式の制定はそれ以前からみられ、推古朝以来西土文物の採入とともに西土風の礼儀が行われ始めたとし、この儀式も隋唐の模倣とみられるとする。しかし、この律令、五礼をうけいれて二、三百年後にはこれらの円滑な運営が停滞し、廟堂奉仕のものが政事の実際、礼制の順序について、これらを学問として研究したものが公事であり、その双壁として西宮記、北山抄を位置づけ、諸規定が形式化し文献化した姿を跡づけるとともに、それらと令制度との関係、すなわち古文獻の作製や保存の実態をみた。「譜牒と家伝」では、職員令にみえる治部省は諸氏の家筋のことを掌り、譜牒『諸氏の家筋書』を提出せしめ、かつそれを保管した所とし、それが書紀の材料ともなつたとする。さらに中務省管下の圖書寮は天下の典籍の蒐集架蔵の場所のみでなく、そこで日記と長案・宣符、宣旨、官奏の案記』とを記録したとし（『文殿長案と外記日記』）当時詳細な記録が作られ保存された実態を衝いた。「記録概説」は記録という字義を古い日記に限定し、それが生まれ保存研究されてきたわが特殊事情を詳説したもので、日記についての性格を論及し、そこから女子

の「仮名日記」および仮名文すなわち国文体の史籍が生まれた事情を説いて（『世継考』）本書は終る。

（C）冠頭の「カバネ」について著者は「上代氏族制度の根柢を為すもの（中略）で他に例の無いものであり、又上代史上の最も重要問題である。（中略）それでいて私どもを納得せしめるような明快な説明は誰もしてくれない」として、この歴史的課題に取り組んだ著者の意図が語られ、「二造考」は「古くより伴造、国造を併せて中央に居る臣連の徒に対して二造といつた」のでこの篇名となつたとし、ここで県主、稲置、和氣、大化以前の国造、国のミコモチについての論説をみる。この二篇が本書の約三分の一近く占めているのも、著者の蘊蓄がここに傾注されているともみられる。著者は国、県というのは人民集団の地域の大小の区別で、その地域の首長としての国造、県主はその地域の領主のことであるとし（六二頁）、郡・県は秦代始めて施行された彼国限りの特例で、わが上代では考えられず、わが国では大化改新の時採用されたのでそれ以前の国造・県主を地方官と解すべきでない（五八頁）とした。稲置についても国司の下部機関とする近代学説に賛成していない（六九頁）。

また同篇目中の「大化以後の国造」では、大化前と後の国造についてその性格の本質的相違を克明に追究した。この問題は先学によつても究明されてきたことであるが、著者は大化改新で初めて国郡制がしかれ国司・郡司という政府官僚の地方派遣をみて、その時新しい国造が任命され、その国造は国内の神事に干渉せしめられた点を指摘した。

「冠位新考」では、まずわが国位階制度の最初のものとして冠位

十二階の制定がとりあげられている。これは朝鮮半島の影響ないし隋制度の採入によるか、何れにしても大陸の影響をうけてのものとの前提のもとに、わが古代史がこうした方面と全く無関係に説明されないことを示唆した。ただしそれは隋書その他の外国史料に依拠しての立場からでなく、隋書の内官十二等の順序とわが所伝との相違点を書紀の記事より追究し、わが所伝を正当とする考えを考証によつて導き出した。また十二階の称ももと国語で唱えたものであろうが、それを翻訳してその項目（徳・仁・礼……）になったのではないとし、マヒトキミ「大徳の称呼と解釈した先師和田英松博士説にも強く反駁し、マヒトキミは身分の称であり、冠名を五常の徳目にとつたそのことにシナ思想採入の努力を傾けた時勢を説き（九八頁）、外国史料を過大に評価する傾向に対して斟酌値引きの要を指摘する。

「孝徳天皇紀の大臣及び内臣について」は、大化改新時に、阿倍内麻呂、蘇我倉山田石川麻呂をそれぞれ左・右大臣に、中臣鎌足を内臣に任じたことの記載について、これは新官制の発足と共にみられたと考えられてきた点を著者は否定し、この大臣は令制―唐制の模倣―のそれと異なり、わが古い制度のオホオミであるとし、内臣も高句麗、百済にこの官名がみられることから朝鮮諸国の官名からヒントをえたものとして、令制が唐制を模しながら古い制度との妥協のもとに参酌された点を衝いた。「職官新志」は令制國家の官制、機構の基礎的な理解のために詳説したものであるが、その内容については、すでに予定された枚数もほとんど尽きたので、他の諸篇とともに遺憾ながら割愛せざるをえない。

以上きわめて蕪雑な内容紹介となったことに、筆者の不敏と不手際を恥じるのであるが、最後に三著の九牛の一毛にも当らぬ部分についての所感を一、二申し添えて結びとしたい。私は過般、倭政權の構造を神祇祭祀面を通じて考察を試みた（『国学院雑誌』六四卷四号）。そこで県主・国造の性格にふれ、これまで先学がこれらを地方行政官的なものとする見解に異見をのべ、また大化改新が神祇祭祀面にどう作用したかにもふれる所があった。その成稿後、（C）の近刊と収載篇目を知るに及んで、同書の発刊を鶴首した。前者についてはともかく、後者についての著者の見解は前記の通りで、この点大化前代に国のミコトモチ的なものと、祭祀専職のものとの分離をみた国造が、改新当時に前代以来の社会的実力を背景に新政策の実施に協力した、とする私見とかなり距たりをみた。もちろん、未成熟な拙考は再検の余地もある。だが、ここで著者は大化改新の革新的一面を強調されるが、他のきわめて啓蒙的論考としてうけとつた論説「孝徳天皇紀の大臣及び内臣について」では大化改新の国風尊重の一面が説かれており、このあたりの説明が大化後の国造について今も少し言及してはしなかったと思う。いずれ続刊「歴史地理篇」で詳記の御意向もみえるので、同篇を待つこと切なるものがある。また拙稿で「古語拾遺」再検討の要をのべ、その成立事情は（B）の「譜牒と家伝」に詳記されているが、忌部氏の主張そのものについて、突込んだ著者の見解が聞かれなかったのは残念である。私は今、雑色問題を検討中で、これについても（C）で教えられるところが多い。しかし、この雑色を良賤の中間的存在とされるのはどうであろうか。著者の深い考量によるものとは思いますが、その詳述も

「食貨篇」に廻わされているので、これまた同篇の刊行が待たれる。右の氣づいた諸点も著者の研究が古典部門より生活部門へと推し進められてゆくなかで解明されることを期待するについても、著者の筆健を祈ってやまないのは私のみではなからう。

私たちが、これらの三書から学びとるものは、歴史学研究の基礎作業として文献考証の厳しき、研究意欲と学問的精進とであって、こうした面がややもすれば疎んぜられ理に走り勝な近代の若い学徒に、三書はよき指針ともなることを信じて疑わないのである。稿中、著者に対して数々の妄言と非礼とを重ねたことに著者の御寛容をえれば幸いであり、これらの書が藤井貞文・林隆朗その他の諸氏の労苦によるところを附言しておきたい。(A5(A) 三八〇頁 五八〇円(B) 四一六頁 六八〇円(C) 三九八頁 一二〇〇円 吉川弘文館発行)

(山城高等学校教諭)

D. P. Singhal, India and Afghanistan,

A Study in Diplomatic Relations 1876-1907,

pp. 216. University of Queensland Press, 1963.

勝 藤 猛

本書は一八七六年から一九〇七年までのインドとアフガニスタンの外交関係について、主としてイギリス、インド側の史料を用いて研究したものである。著者シンガル氏(インド人であろう)は、表紙カヴァの紹介によれば、一九五六年から六一年までシンガポールのマラヤ大学でアジア史の講師をつとめ、現在はオーストラリア、ブリスベーンのクイーンズランド大学でインドとパキスタンの歴史と文化を講義している人である。本書はフィリップス教授の指導の下に著者がまとめてロンドン大学へ提出した学位請求論文の一部である。

一八七六年とは、リットンがイギリスのインド総督に就任した年であり、一九〇七年とは、ベルシア、アフガニスタン、チベットに関する協商がイギリスとロシアとの間に調印された年である。この約三十年間は、著者によれば「アフガニスタンの歴史においては最も重要な形成期であり、イギリス領インドの外交史においては最も実り豊かな」時期であったという。アフガニスタンの形成期とは具体的にはこういうことである。即ち一つには、パシュトゥン族という遊牧的な民族の作った国家の常として国境の概念がまるでなかつ